

成田商工会議所ホームページ内 会員事業所案内リンク先募集のお知らせ

成田商工会議所ホームページのリニューアルにあたり、会員事業者様のウェブサイトリンクを募集いたします。
貴社の事業所や店舗を成田商工会議所のホームページに、PR とともにリンク掲載してみませんか。
裏面の成田商工会議所会員事業所案内規約をお読みの上、FAX にてお申込みください。

リンク掲載場所は、

成田商工会議所 【 ホーム 】 (<http://www.naritacci.or.jp/>)



【 会員企業リンク集 】



【 商業 】【 工業 】【 建設 】【 観光 】【 運輸通信 】【 サービス 】【 特別 】の該当するページ

【必須】 事業所名	
【必須】 事業所名のふりがな	
【必須】 業種	
【必須】 主な取扱い品目	
【必須】 住所	
【必須】 電話番号	
(任意) FAX 番号	
(任意) ウェブサイト URL	
PR 文 (200 文字まで) ※ 空白や、句読点も一文字とします	
記入者 (掲載しません)	

返信先 : FAX 0476 (22) 2107

第1条 (適用の範囲)

1. 本規約は成田商工会議所(以下運営者という)がインターネット上で運営する成田商工会議所ホームページ上の会員事業所案内コーナー(以下本事業所案内コーナーという)への情報掲載に係わる一切の関係に適用します。
2. 本規約は情報の掲載を希望するもの(以下申込者という)が、運営者へ所定の手続きにより情報掲載を申し込んだときから適用します。
3. 本規約は本事業所案内コーナー画面により常時提示します。

第2条 (申込者の資格)

1. 申込者は成田商工会議所会員または運営者が特別に認めた者に限ります。
2. 成田商工会議所を脱退した者については第5条の規約にかかわらず、本事業所案内コーナーの情報を停止または削除するものとします。

第3条 (申込情報の掲載)

1. 申込者は、本規約を承諾のうえ、掲載情報及びその他の必要事項(以下申込情報という)を、所定の項目を運営者へ指定の方法にて届出ます。
2. 運営者は、原則として申込情報をそのまま本事業所案内コーナーに掲載します。ただし、申込情報の掲載が第5条の規定により不当と運営者が判断した場合には、申込情報を本事業所案内コーナーへ掲載しない場合があります。

第4条 (掲載情報の変更・停止)

1. 申込者は、自己の掲載情報について、その一部または全部を変更及び停止することができます。
2. 申込者は、掲載情報を変更・停止する場合には、指定の方法により運営者に対し届出を行うものとします。
3. 変更・停止の届出を行わなかったことにより申込者が損害を被った場合には、運営者はその責任を負わないものとします。

第5条 (掲載情報の禁止・制限・停止・削除)

1. 運営者は、本事業所案内情報掲載が下記の各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、禁止・制限します。また掲載後であっても、下記の各号により運営者は申込者に事前に通知することなく、本事業所案内コーナーへの情報掲載を停止または削除することがあります。
 - (1) 法規及び公序良俗に違反する場合
 - (2) 人権を侵害する表現である場合
 - (3) 事実誤認、虚偽または誇大な表現である場合
 - (4) 投機・射幸心をあおる表現である場合
 - (5) トラブルを生じやすいと思われる取引・決済である場合
 - (6) 選挙運動、寄付行為またはこれに類似する表現である場合
 - (7) 知的所有権を侵害する場合
 - (8) その他、運営者が不適当と判断する場合

第6条 (本事業所案内コーナーの変更)

1. 運営者は、申込者に事前に通知することなく、本事業所案内コーナーのデザインやシステム等を変更することがあります。
2. 運営者は、特段の事情によりやむを得ず本事業所案内コーナーの設置を中止することがあります。このときは1カ月前までに申込者に通知します。

第7条 (本事業所案内コーナーの中断)

1. 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に事前に通知することなく、一時的に本事業所案内コーナーの一部または全部を中断することがあります。
 - (1) 本事業所案内コーナーのシステムの保守点検や修理を行う場合
 - (2) 停電、天災など不可抗力により本事業所案内コーナーの提供をできなくなった場合
 - (3) その他、運営者が一時的な中断をやむなく必要と判断した場合

第8条 (損害賠償責任)

1. 申込者は、本規約に違反または情報を掲載することに関して、運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
2. 申込者は、本規約に違反または情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、申込者自身で速やかに解決するものとし、運営者に損害を与えることのないものとします。
3. 運営者は、本事業所案内コーナーの変更、中止、中断及び本事業所案内コーナーに情報を掲載することに関して申込者や第三者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償の義務を負わないものとします。

第9条 (規約の変更)

1. 運営者は、申込者の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、申込者は変更後の規約の適用をうけます。
2. 本規約の変更は、本事業所案内コーナー画面により随時提供します。

附則

この規約は平成31年3月1日より実施する。